

『学校薬剤師』は学校の応援団、一番のサポーターです！

私ども学校薬剤師は、環境衛生や学校安全の確保の為に働いています。具体的には、環境衛生検査として、照明・照度、空気、騒音、プール、飲料水、保健室・ダニ又はダニアレルゲン、理科室の薬品（点検）、他に給食室（点検）を行っています。また薬剤師の専門性を活かして、要請があれば、薬物乱用防止教育・喫煙、飲酒防止教育・ドーピング防止教育・医薬品に関する（くすりの正しい使い方）教育等も行っております。保健体育の項目では、小学校の「病気の予防」、中学校の「健康な生活と病気の予防」、高等学校の「健康の増進と病気の予防」で、「くすり教育」という観点で協力が出来ます。

【学校薬剤師に関するQ&A】

Q. 学校薬剤師の始まりは？

A. 昭和5年、東京市麹町区の委嘱により学校薬剤師が置かれました。学校薬剤師の法制化は、昭和29年の「学校教育法施行規則」一部改正によって「学校には、学校薬剤師をおくことができる」と明記され、ここに制度上、学校薬剤師が誕生しました。その後の長い活動の後、昭和33年「学校保健法」が改正され大学をのぞく、小、中、高校及び幼稚園への学校薬剤師必置が制度化されました。

Q. なぜ学校薬剤師が必要になったの？

A. 昭和初期、ある学校での事故で、学校の保健室の風邪薬の瓶に昇永（しょうこう・塩化第二水銀・猛毒）が移し替えられていて、知らずに教師が生徒に与えて死亡に至った出来事が発端となりました。

Q. 薬剤師は役に立つの？

A. 薬の専門家・薬学士であり、分析、保健衛生、化学物質管理に関する専門家です。

Q. 学校薬剤師はどこにいるの？ 学校薬剤師は外国にもいるの？

A. 学校保健安全法により大学以外の全学校（幼稚園を含む）に非常勤として配置されています。なお、日本独自の優れた制度で、他国には見られません。

Q. 学校保健教育の関連では何が出来るの？

A. 平成24年度からの「新学習指導要領」で、「くすり教育」が義務化されました。保健体育教科書の「くすり教育（医薬品の利用）」の部分でお手伝い出来ます。

学校薬剤師は学校と連携して、より良い学校環境を作り上げることに貢献致します。学校窓口としては、養護教諭の先生となります。いつでも声を掛けて下さい。